

工事の着手(法第3条)

【内容】

- ・「工事の着手」の時点とは、「杭打ち工事」「地盤改良工事」「山留め工事」又は「根切り工事」に係る工事が開始した時点のことをいう。
- ・工事の着手に該当しない行為の例は、以下のとおりである。
 - 地盤調査のための掘削、ボーリングの実施
 - 現場の整地及びやり方
 - 地鎮祭の挙行
 - 現場の仮囲いの設置
 - 現場事務所の建設
 - 既設建築物の除却
 - 現場への建設資材、建設機械の搬入
 - 工事請負契約の締結